

報道関係者 各位

令和元年 9月 30日

【照会先】

長崎労働局 労働基準部 監督課

監督課長 上田 敦郎

過重労働特別監督監理官 宮本 浩一

(直通電話) 095(801)0030

11月に「過重労働解消キャンペーン」を実施します

～ 過重労働の撲滅に向けた監督指導、ベストプラクティス企業への訪問等を実施～

長崎労働局（局長 金成 真一）では、過重労働の撲滅に向けて監督指導などの取組を推進する「過重労働解消キャンペーン」を11月に実施します。

本年4月から施行された「働き方改革関連法」では、「時間外労働の上限規制」等が盛り込まれるなど、長時間労働の是正が喫緊の課題となっています。

「過重労働解消キャンペーン」では、過労死等防止対策推進法に基づく11月の「過労死等防止啓発月間」の一環として、著しい過重労働や悪質な賃金不払残業等の撲滅にむけた重点的な監督指導や、長崎労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問、リーフレットの配布等による周知・啓発の取組を集中的に実施します。

「過重労働解消キャンペーン」概要

1 実施期間

令和元年11月1日（金）から11月30日（土）までの1か月間

2 主な取組

（1）重点監督を実施します

長時間にわたる過重な労働による過労死等に関して労災請求が行われた事業場や若者の「使い捨て」が疑われる企業などへ重点的な監督指導を行います。

（2）ベストプラクティス企業を訪問します

長崎労働局長が長時間労働削減に向けた積極的な取組を行っている企業を訪問し、取組事例を報道等により地域に紹介します。

（3）電話相談を実施します

「過重労働解消相談ダイヤル」（無料）を全国一斉に実施し、長時間労働や過重労働、賃金不払残業など労働条件全般にわたり、都道府県労働局の担当官が相談に対応します。

受付日時： 10月27日（日）9:00～17:00

フリーダイヤル： 0120(794)713

（4）過重労働解消のためのセミナーを開催します

日時：10月25日（金）14時00分～16時30分

場所：長崎県建設工業協同組合 8階大会議室（〒850-0874 長崎市魚の町3-33）

[専用ホームページ]<http://partner.lec-jp.com/ti/overwork/>

[別紙]令和元年度過重労働解消キャンペーンの詳細